

令和 6 年度 厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金 申請の手引き

(注意事項)

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、住宅へ合併処理浄化槽を設置する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

この補助金の交付を希望される方は、「厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則」と、この「申請の手引き」に基づいて、着工前に下記担当課へ事前にご相談のうえ、申請の手続きを行ってください。

なお、この補助制度の対象外となるものであって、補助対象地域内の建物に合併処理浄化槽を設置する場合は、別の補助制度がありますのでお問い合わせください。

【申請・問い合わせ先】

厚岸町役場 環境林務課廃棄物対策係
〒088-1192 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
(TEL) 0153-52-3131
(FAX) 0153-52-3138

1 補助の対象となる合併処理浄化槽

この補助金の対象となる「合併処理浄化槽」は、下水道を整備する予定がない地域において、次の条件を満たすものとします。

- 住宅（※）に設置する合併処理浄化槽であること。
- 浄化槽法の規定により北海道への登録又は届出をしている「浄化槽工事業者」で、かつ、北海道釧路総合振興局の所管区域内に事業所を有する「浄化槽工事業者」に施工させるもの。
- 施工させる浄化槽工事業者が暴力団関係事業者でないこと。

※ 住宅とは、人の居住を目的とした家屋、または店舗併用住宅等における家屋の部分（人の居住を目的とする延べ床面積が2分の1以上のもの）をいいます。

10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合は、上記のほかに次の条件を満たさなければ補助の対象とはなりません。

- 全国浄化槽推進市町村協議会の合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領（平成4年12月施行）に基づく登録浄化槽であること。
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度（平成5年7月）に基づく補償登録浄化槽であること。

なお、次のいずれかに該当する方は、補助金の交付対象となりません。

- 浄化槽法に基づく設置の届出の審査または建築基準法の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する方
- 住宅を借りている方で、住宅の所有者の承諾が得られない方
- 販売目的で合併処理浄化槽付住宅を建築する方
- 申請者または同一世帯に属する方が、次に掲げるものを滞納しているとき
 - ・ 町税
 - ・ 国民健康保険税
 - ・ 介護保険料
 - ・ 後期高齢者医療保険料
 - ・ ごみ処理手数料
 - ・ 町営住宅使用料
 - ・ 水道料及び下水道使用料
 - ・ 公共下水道事業受益者負担金
- 補助金交付決定通知書を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事を着工した方
- 暴力団員
- その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める方

2 補助の対象となる経費

合併処理浄化槽の設置に係る経費のうち、補助の対象となるものは次のとおりです。

設置に係る経費 (消費税及び地方消費税を除く)	新築の場合	単独転換の場合	くみ取りから 転換の場合
○設置工事費 (合併処理浄化槽本体及び合併処理浄化槽の設置工事) ※ ベースコンクリートから上部スラブまでの間に支柱を打つことは、設置に必要な工事として補助の対象とします。	補助対象	補助対象	補助対象
○単独処理浄化槽の撤去工事費または雨水貯留槽等への再利用に要する費用	補助対象外	補助対象	補助対象外
○くみ取り便槽撤去工事費	補助対象外	補助対象外	補助対象
○宅内配管工事費 (浄化槽への流入管、ます及び住居の敷地に隣接する放流管の設置工事)	補助対象外	補助対象	補助対象
○便所の改造費	補助対象外	補助対象外	補助対象外
○特殊工事費 (浄化槽上部を駐車場として利用する場合の補強工事など)	補助対象外	補助対象外	補助対象外

3 補助金の額

補助金の上限額は、合併処理浄化槽の処理対象人員に応じて、次の額とします。

・合併処理浄化槽設置費

5人槽	900,000円
5人槽を超えるもの	1,100,000円

・単独転換やくみ取りからの転換を行う場合は、次の額を上限として加算します。

単独処理浄化槽の撤去費	120,000円
単独処理浄化槽を雨水貯留槽等へ再利用する際の費用	90,000円
くみ取り便槽の撤去費	90,000円
宅内配管工事費	300,000円

補助金の算定額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

4 申請の受付

申請の受付は、令和6年4月1日から開始します。

5 申請の方法

厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して環境林務課へ提出してください。ただし、10人槽を超える合併処理浄化槽を設置する場合は、(4)～(6)の書類の添付を省略することができます。

なお、補助金の交付決定前に工事を着工した場合、補助金の対象となりませんので、必ず工事の着工前に行ってください。

- (1) 設置場所の見取り図
- (2) 賃貸人の承諾書（住宅又は業務施設を借りている場合）
- (3) 設置工事費内訳（見積）書（別記様式第2号）
- (4) 全国浄化槽推進市町村協議会が交付した登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が交付した保証登録証
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付申請に係る誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (9) 厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付申請に係る同意書（別記様式第4号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

6 交付の決定

補助金交付申請書と添付書類を審査し、現地の状況を確認後、補助金の交付を決定した場合には、厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）を送付します。

なお、審査の結果、申請内容が要件を満たしていない場合は、厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）を送付します。

7 申請内容の変更等

補助金の交付決定後に、申請内容の変更や、設置工事の中止を行う場合は、厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金変更等承認申請書（別記様式第7号）や厚岸町合併処理浄化槽設置工事中止届兼補助金辞退届（別記様式第9号）を環境林務課へ提出してください。

8 実績報告書の提出

合併処理浄化槽設置工事終了後 1 ヶ月以内または令和 7 年 2 月 28 日（金）までのいずれか早い日までに、厚岸町合併処理設置費補助金実績報告書（別記様式第 10 号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して環境林務課へ提出してください。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との間で締結した業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合には、自ら行うことができることを証する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 施工中の状況を写した次の写真
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 型式の確認ができる浄化槽本体を写した写真
- ※ 施工中の状況を写した写真は、平成元年 2 月 8 日付け衛浄第 8 号厚生省浄化槽対策室長通知に基づくものです。
- ※ 施工中の状況を写した写真は、写した日がわかるようにしてください。
- (4) 設置工事費内訳書（実績）書（別記様式第 11 号）
- (5) 施工状況確認表（別記様式第 12 号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

9 補助金額の確定

実績報告書及び添付書類を審査し、現地の状況を確認後、厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金額確定通知書（別記様式第 13 号）により補助金額を通知します。

補助対象者は、確定通知書を受け取ったあと、補助金交付決定年度の 3 月 15 日までに補助金額及び振込口座を記入した厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付請求書（個人用）（別記様式第 14 号）または厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付請求書（各種法人又は団体用）（別記様式第 14 号の 2）を環境林務課へ提出してください。

10 補助金の支払い

請求書の内容を確認後、補助対象者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

11 領収書の写しの提出

補助対象者は、補助金の支払いを受けた後、速やかに施工業者に設置工事費の支払いを行い、領収書の写しを環境林務課へ提出してください。

ただし、既に施工業者に設置工事費を支払っている場合には、実績報告書と同時に領収書の写しを環境林務課へ提出してください。

なお、領収書の金額は、設置工事費内訳（実績）書（別記様式第11号）の合計額と同額になっているかをご確認ください。

12 申請書類等の入手方法

申請書類等は、環境林務課で配布しています。

メールで様式データを送付することも可能ですので、お問い合わせください。

13 手続きの代行

申請者（補助対象者）は、補助金交付申請書、変更等承認申請書、実績報告書の提出を浄化槽工事業者（手続代行者）に依頼することができます。

なお、手続きの代行を依頼された浄化槽工事業者（手続代行者）は、誠意をもって手続きを行ってください。

14 浄化槽の法定検査

浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないこととなっています。

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この法定検査で確認します。

これらの検査は、「浄化槽法」で定められていることから、法定検査と呼ばれていますが、浄化槽を使い始めて3ヶ月から5ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査（7条検査）」と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査（11条検査）」があります。

この検査は、北海道知事が指定した検査機関（公益社団法人北海道浄化槽協会）が行います。

15 浄化槽の保守点検・清掃

(1) 定期的に保守点検を実施してください。

浄化槽の色々な装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認し、清掃時期の判定、消毒剤の補充といった作業を行います。

※ スカムとは、浄化槽内の水面に、微生物、油脂、繊維、固形物などが集まって膜状や層状になったものです。

(2) 定期的に清掃を実施してください。

水を浄化する過程で、必ず汚泥やスカムといった固形物が生じます。これらがたまりすぎると、浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因となってしまいます。

そこで、汚泥やスカムを槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗浄する作業を行います。

浄化槽保守点検業者の指示に従い、厚岸町長の許可を得た浄化槽清掃業者に委託して、年1回以上浄化槽の清掃を実施してください。

16 手続きの流れ

